

山口市農山村エリア居住促進計画【概要版】

I 計画策定の趣旨(P1～P3)

1 趣旨

市内21地域のうち、急激に人口減少が進む農山村エリア(仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東地域)において、転出超過の抑制を図り、地域拠点を中心としたエリアに一定の人口を維持し、農山村エリア全域における日常生活に必要な機能の維持・確保を図ることで、農山村エリア全域において将来にわたって安心して住み続けることができるよう、「農山村エリア居住促進計画」を策定します。

2 位置付け

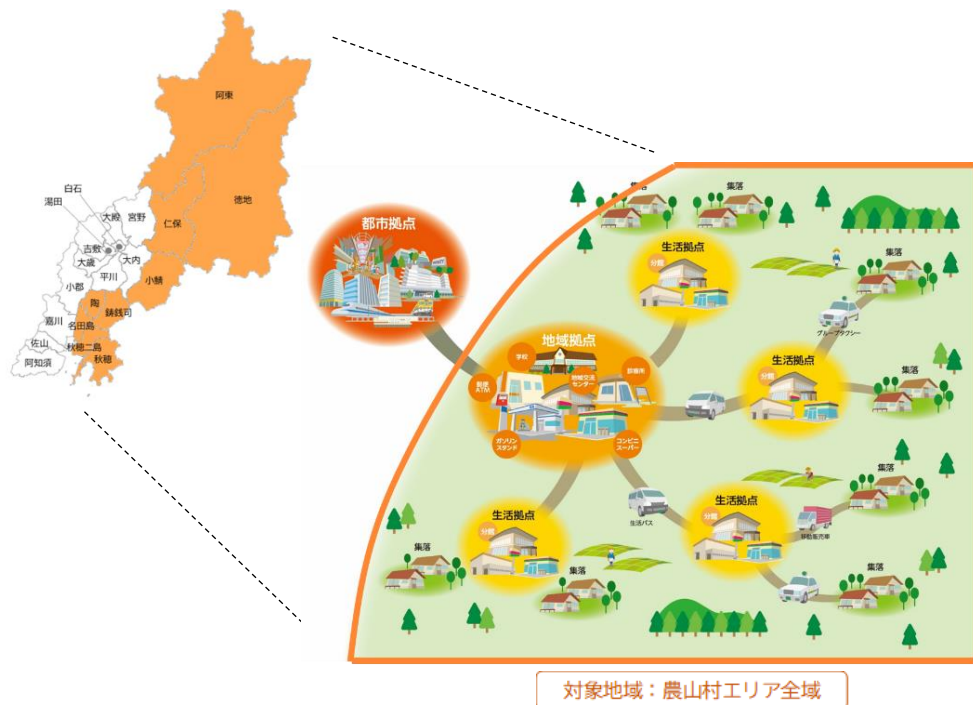
農山村エリアの地域活性化に向けて、各地域における居住促進に向けた具体的な区域の設定を含む、居住促進に向けた具体的な取組を明らかにするもので、第二次山口市総合計画の部門計画として位置付けます。

3 計画期間

第二次山口市総合計画後期基本計画の計画期間である令和9年度(2027年度)までとします。

4 対象地域

第二次山口市総合計画後期基本計画に位置付ける農山村エリア(仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東)の9地域全域とします。



II 農山村エリアの現状と課題(P4～P19)

1 人口

人口減少が長期に渡って進み、ほぼ毎年、転出超過の状況にあるため、人口減少等への対応や、ニーズに応じた移住・定住の環境づくりが必要です。

2 交流人口

交流人口は増加傾向にあります。更なる交流人口の拡大、新たな人の流れを創出する取組を進める必要があります。

3 産業

第1次産業の就業者割合が高いことから、基幹産業である農林水産業の活性化に向けて、担い手の確保・育成や経営基盤の強化などを総合的に進める必要があります。

4 生活関連機能

地域交流センターの建て替え整備や機能強化を進めるとともに、子育て・教育、医療・福祉、公共交通などの日常生活を支える生活関連機能の維持・確保を図る必要があります。

5 住まい・住居

空き家の更なる有効活用や住宅建築の促進、市営住宅の適正な維持管理・活用方法の検討など、農山村エリアにおける移住・定住の受け皿づくりを進める必要があります。

6 その他

地域の担い手の確保や移住者の増加に向けて、関係人口の創出・拡大や、農山村エリアにおけるビジネスの創出などを図っていく必要があります。

III 基本方針(P20～P21)

1 基本方針

「住みやすい 住みたい ずっと元気な農山村づくり」

本市の農山村エリアは、豊かな自然環境や美しい景観、多彩な農林水産物や特産品、地域で受け継がれてきた歴史・文化など、多くの地域資源を有しています。

こうした地域資源を最大限活用し、更なる交流や賑わいの創出を引き続き進めつつ、暮らしやすい安心の定住環境の構築や、移住・定住の更なる促進、基幹産業である農林水産業を始めとした地場産業の振興に向けた取組など、地域の特性に応じた農山村づくりを地域の皆様と共に積極的に進めることで、市内外のあらゆる世代の方に、「住みやすい」、「住みたい」と思っただけの「ずっと元気な農山村」の実現を目指します。



2 数値目標

農山村エリアにおける人口の転出超過の抑制を図ることとし、本計画の最終年度である令和9年度における目標値を設定します。

・農山村エリアにおける人口の転出超過の抑制
転出超過の状況を基準値から30%以上抑制することを目指します。

基準値 令和4(2022)年	目標値 令和9(2027)年
▲193人／年平均 (平成29(2017)年10月1日)から令和4(2022)年9月30日までの5か年平均)	転出超過30%以上抑制

3 目指す農山村エリアの姿

農山村エリアにおける居住促進に向けて、国が進める地方創生の取組を踏まえた、「まち」「ひと」「しごと」の各視点における目指す農山村エリアの姿を位置付けます。

まち 安全・安心に暮らし続けられる農山村エリア

地域交流センターや分館、小学校等を中心としたエリアにおいて、日常生活に必要な機能の維持・確保を図り、安全・安心に暮らし続けられる定住環境がしっかりと構築された農山村エリアの実現を目指します。

ひと 新たな人の流れを呼び込むことのできる農山村エリア

地域資源を活用し、更なる交流の創出や、地域に多様なかたちで関わる関係人口の創出・拡大を図るとともに、移住・定住促進の取組を強化していくことで、人と人が出会い、つながり、集う農山村エリアの実現を目指します。

しごと 地域の特性を生かし、元気に働くことのできる農山村エリア

基幹産業である農林水産業を中心に、経営基盤の強化や担い手の確保を図るとともに、商工業における起業創業や規模拡大への支援、周辺環境を生かしたかたちでの企業誘致を進め、誰もが元気に働くことのできる農山村エリアの実現を目指します。

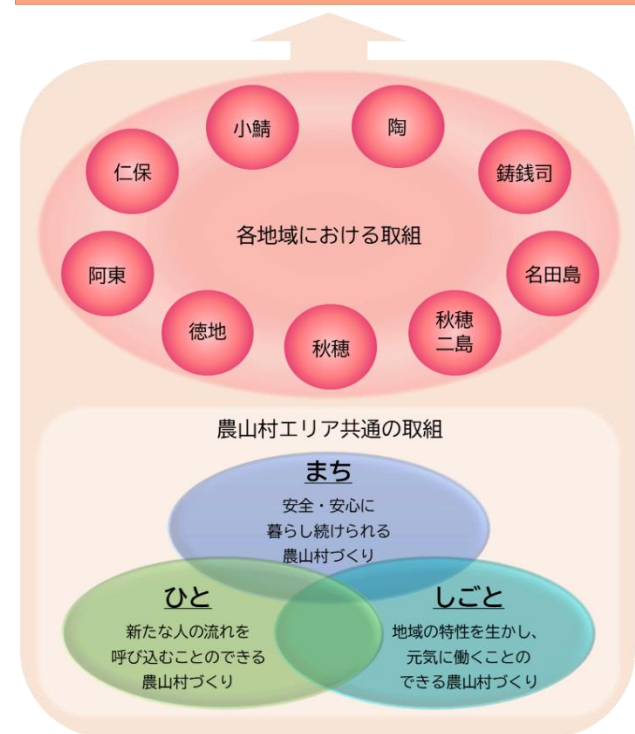
IV 取組内容(P22～P28)

1 取組の進め方

基本方針における目指す農山村エリアの姿の実現に向けて、これまで取り組んできた農山村エリアの地域活性化に向けた取組を引き続き進めつつ、人材育成、デジタル技術の活用、地域脱炭素の推進を始めとした新たな時代の流れへの対応や、地域内における未利用の公共施設・公有地の積極活用を図りながら、農山村エリアへの居住促進に向けた農山村エリア共通の取組と、地域資源や地域特性を生かした各地域における取組を進めます。

なお、「山口県中山間地域振興条例」において中山間地域と定められている地域においては、農山村エリア共通の取組と同様の取組を進めていきます。

住みやすい 住みたい ずっと元気な農山村づくり



2 農山村エリア共通の取組

農山村エリアへの居住促進に向けて、農山村エリア共通の取組として以下の「まち」・「ひと」・「しごと」の各分野における取組を位置付けます。

まち 安全・安心に暮らし続けられる農山村づくり

子育て・教育環境の充実や、地域医療・地域福祉の維持・確保、防災・減災に向けた取組、持続可能な公共交通の構築、地域の生活を支える拠点づくりなどを進め、住み慣れた地域で、安全・安心に暮らし続けられる定住環境の確保を図ります。

- ・子育て・教育環境の充実
- ・地域医療・地域福祉の維持・確保
- ・地域防災力の強化
- ・生活環境の整備(道路・水道・消防・救急など)
- ・持続可能な公共交通の構築
- ・広域ネットワークの強化
- ・協働による地域づくり
- ・地域交流センター等を中心としたエリア※における地域の生活を支える拠点づくりなど

(※地域交流センター等を中心としたエリアの詳細は右記参照)

ひと 新たな人の流れを呼び込むことのできる農山村づくり

農山村エリアの地域活性化に向けて、多彩な地域資源を生かした更なる交流の創出や、関係人口の創出・拡大、さらには、移住・定住促進の強化など、新たな人の流れの創出を図ります。

- ・都市農村交流の促進
- ・関係人口の創出・拡大
- ・移住・定住に関する情報発信や相談体制の充実
- ・子育て世代等の定住促進に向けた取組の推進
- ・地域交流センター等を中心としたエリア※における住宅の建設促進(具体的な住宅開発計画が進む場合に限定した農業振興地域農用地区域(青地)からの除外など)
- ・農林水産業の就業者向けの住まいの確保
- ・空き家利活用の促進
- ・外部人材の活用

など

(※地域交流センター等を中心としたエリアの詳細は右記参照)

しごと 地域の特性を生かし、元気に働くことのできる農山村づくり

農山村エリアの基幹産業である農林水産業の経営基盤の強化や担い手の確保を図るとともに、商工業における新たなビジネスへの支援、周辺環境を生かしたかたちでの企業誘致など、一定の所得が地域内で循環する仕組みを創出することにより、働く場の確保を図ります。

- ・農林水産業の振興(経営基盤の強化や担い手支援、耕作放棄地対策・有害鳥獣対策の推進など)
- ・起業創業・事業拡大の促進
- ・企業誘致の推進

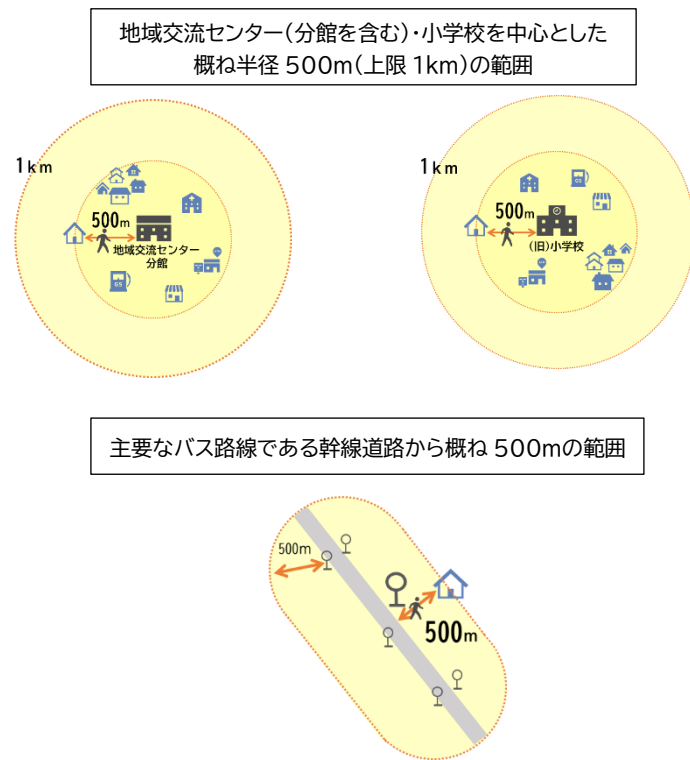
など

※地域交流センター等を中心としたエリアとは、住宅建設等を促進しつつ、一定の人口が維持されることで、生活関連機能の維持・確保を図り、農山村エリアの全域において安心して住み続けられる地域拠点の形成につなげる区域(「**地域拠点形成促進区域**」)とします。この区域については、「**山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画**」における居住環境に関する考え方や「**山口市農山村エリア居住促進基本方針**」に基づき、以下のとおり設定します。

各地域における「**地域拠点形成促進区域**」については、地域交流センター(分館を含む)・小学校を中心とした概ね半径500mの範囲及び主要なバス路線(日30本以上の運行頻度のバス路線)である幹線道路から概ね500mの範囲とします。

なお、地域交流センター(分館を含む)・小学校を中心とした概ね半径500mの範囲については、国の小さな拠点づくりの考え方、「**山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画**」における居住環境に関する考え方等を踏まえ、歩いて動ける範囲としての1kmを超えないこととします。

≪各地域における「**地域拠点形成促進区域**」のイメージ≫



また、以下の、国土交通省が示す立地適正化計画に係る居住誘導区域に含めない区域(都市再生特別措置法・同法施行令、都市計画運用指針)や、「**山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画**」において居住の際に特に留意すべき災害として示された区域等については、上記の範囲から除外することとします。

- ア まとまりのある優良な農地
- イ 自然災害リスクが高いエリア
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ・土砂災害警戒区域(ただし、対策工事が行われた区域は除く)
 - ・洪水浸水想定区域(計画規模)により2.0m以上の浸水が想定される区域(ただし、近隣に洪水時における避難施設を備えている場合は地域拠点形成促進区域に含める)
- ウ 自然環境の保全が必要なエリア
 - ・自然公園
 - ・保安林
 - ・緑地環境保全地域、自然記念物
- エ 居住に適さないエリア(公共施設、道路等)や社会インフラの整備が容易ではないエリア(山林、河川等)

3 各地域における取組

農山村エリア共通の取組とともに、各地域の地域資源・地域特性を生かした地域ごとの取組を進めます。

地 域	取 組
仁保地域	・道の駅仁保の郷の機能強化 ・旧仁保地域交流センターの活用検討 ・地域課題への対応や移住定住の促進に向けた地域内事業者等との連携促進
小鯖地域	・小鯖地域交流センターを中心とした日常生活に必要な機能の強化・複合化(地域交流センターのバリアフリー対応や防災拠点としての機能強化と併せて、近隣の「里の駅」における朝市機能・包括支援機能・子育て支援機能・交通結節機能などとの複合化の考え方も加えたかたちで検討) ・都市間を結ぶ交通の便が良い地域の特性を生かした定住促進
陶 地 域	・小郡都市核との近接性を生かした地域交流センターを中心としたエリアにおける居住促進に向けた県道陶湯田線の整備促進 ・安全安心につながるかたちでの道路改良の検討
鑄 銭 司 地 域	・国道2号の4車線化、歩道設置と連動した地域開発の促進 ・産業団地等における進出企業の更なる設備投資や雇用の創出促進
名 田 島 地 域	・小郡都市核や大規模農業地帯との近接性を生かした、地域交流センター周辺や浸水被害を受けにくいエリアにおける農業就業者向け等の新たな居住エリアの検討 ・市有地を活用した居住促進
秋穂二島 地 域	・旧二島幼稚園の活用検討 ・安全安心につながるかたちでの道路改良の検討 ・周辺地域からのアクセス性の良さを生かした、南部海岸道路沿いにおける居住促進につながるかたちでの土地活用の促進
秋穂地域	・道の駅あいおの移転整備(防災拠点としての機能強化、農産物・水産物・特産品等の販売促進、観光施設・アウトドアスポーツ等の観光案内機能の充実、移住・定住促進に向けた情報発信機能の設置、子どもの遊び場などの設置)
徳地地域	・日常生活に必要な機能の強化や、更なる「しごと」や「人の流れ」の創出につながるかたちでの未利用の公共施設・公有地の活用検討 ・南大門等の道の駅化や更なる機能向上の検討 ・子育て環境の向上(遊び場の充実等) ・地域一体となった地域経済・地域づくりの担い手確保に向けた取組促進
阿東地域	・農業就業者向け等の住まいの確保に向けた市営住宅の活用 ・地域交流センター周辺等での子育て世帯の居住促進に向けた定住促進住宅の整備検討 ・旧三谷小学校等を活用した企業のサテライトオフィスの設置促進、企業・大学生等との交流を通じた関係人口の創出 ・国道9号の整備促進、JR山口線の利用促進 ・スマートビレッジの取組推進